

社会福祉法人泉村社会福祉協議会泉村事業所 八代郡泉村下岳 2974 番地	社会福祉法人泉村社会福祉協議会	平成 17 年 7 月 31 日
---	-----------------	------------------

## 【訪問入浴介護】

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	廃止年月日
社会福祉法人八代市社会福祉協議会指定訪問入浴介護事業所 八代市西松江城町 2 番 18 号	社会福祉法人八代市社会福祉協議会	平成 17 年 7 月 31 日

## 【通所介護】

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	廃止年月日
坂本村社会福祉協議会指定通所介護事業所 八代郡坂本村荒瀬 1307 番地	社会福祉法人坂本村社会福祉協議会	平成 17 年 7 月 31 日
千丁町通所介護事業所 八代郡千丁町新牟田 1433 番地	社会福祉法人千丁町社会福祉協議会	平成 17 年 7 月 31 日
鏡町指定通所介護事業所 八代郡鏡町鏡村 720 番地	社会福祉法人鏡町社会福祉協議会	平成 17 年 7 月 31 日
東陽村通所介護事業所 八代郡東陽村南 1075 番地	社会福祉法人東陽村社会福祉協議会	平成 17 年 7 月 31 日
社会福祉法人泉村社会福祉協議会さわやか荘 八代郡泉村下岳 2974 番地	社会福祉法人泉村社会福祉協議会	平成 17 年 7 月 31 日
社会福祉法人泉村社会福祉協議会福寿草 八代郡泉村椎原又 1 番地 1	社会福祉法人泉村社会福祉協議会	平成 17 年 7 月 31 日

## 熊本県告示第 1064 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 82 条の規定により指定居宅介護支援事業所の廃止の届出があった。

平成 17 年 9 月 7 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

## 【居宅介護支援】

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	廃止年月日
居宅介護支援事業所さかもと 八代郡坂本村葉木 3875 番地 2	有限会社居宅介護支援事業所さかもと	平成 17 年 7 月 1 日
NPO 法人あゆり介護支援センター 八代市萩原町二丁目 1 番 6 号	特定非営利活動法人あゆり	平成 17 年 6 月 30 日
コスモス薬局 熊本市龍田五丁目 1-45	有限会社健康共同ファルマ	平成 17 年 6 月 30 日
社会福祉法人八代市社会福祉協議会居宅介護支援事業所 八代市西松江城町 2 番 18 号	社会福祉法人八代市社会福祉協議会	平成 17 年 7 月 31 日
坂本村社会福祉協議会指定居宅介護支援事業所 八代郡坂本村荒瀬 1307 番地	社会福祉法人坂本村社会福祉協議会	平成 17 年 7 月 31 日
千丁町居宅介護支援事業所 八代郡千丁町新牟田 1433 番地	社会福祉法人千丁町社会福祉協議会	平成 17 年 7 月 31 日
鏡町指定居宅介護支援事業所 八代郡鏡町鏡村 720 番地	社会福祉法人鏡町社会福祉協議会	平成 17 年 7 月 31 日
東陽村居宅介護支援事業所 八代郡東陽村南 1075 番地	社会福祉法人東陽村社会福祉協議会	平成 17 年 7 月 31 日

社会福祉法人泉村社会福祉協議会泉村事業所 八代郡泉村下岳 2974 番地	社会福祉法人泉村社会福祉協議会	平成 17 年 7 月 31 日
---	-----------------	------------------

**熊本県告示第 1065 号**

漁港漁場整備法（昭和 25 年法律第 137 号）第 25 条第 1 項第 3 号及び漁港漁場整備法施行令（昭和 25 年政令第 239 号）第 28 条第 1 項第 2 号の規定により次のとおり漁港の管理者を指定し、平成 17 年 10 月 3 日からその効力を生ずるものとする。

平成 17 年 9 月 7 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

漁港の名称	漁港の種類	漁港の所在地	漁港の管理者
新川	第 1 種漁港	玉名市、長洲町	玉名市

**熊本県告示第 1066 号**

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 33 条の 3 において準用する同法第 29 条の規定により次のように保安林の指定施業要件を変更する旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第 33 条の 3 において準用する同法第 30 条の規定により告示する。

平成 17 年 9 月 7 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 保安林の所在場所 熊本県阿蘇郡南阿蘇村大字河陰字高城 5266 の 5（次の図に示す部分に限る。）、字鳥越 5267 の 2
  - 2 指定の目的 水源のかん養
  - 3 指定施業要件
    - (1) 立木の伐採の方法
      - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
      - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
      - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
    - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県庁及び熊本県阿蘇地域振興局並びに南阿蘇村役場に備え置いて縦覧に供する。）

**熊本県告示第 1067 号**

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 33 条の 3 において準用する同法第 29 条の規定により次のように保安林の指定施業要件を変更する旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第 33 条の 3 において準用する同法第 30 条の規定により告示する。

平成 17 年 9 月 7 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 保安林の所在場所 熊本県阿蘇郡南阿蘇村大字河陰字高城 5266 の 3
  - 2 指定の目的 水源のかん養
  - 3 指定施業要件
    - (1) 立木の伐採の方法
      - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
      - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
      - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
    - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
- （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を熊本県庁及び熊本県阿蘇地域振興局並びに南阿蘇村役場に備え置いて縦覧に供する。）

**熊本県告示第 1068 号**

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 33 条の 3 において準用する同法第 29 条の規定により次のように保安林の指定施業要件を変更する旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第 33 条の 3 において準用する同法第 30 条の規定により告示する。

平成 17 年 9 月 7 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 保安林の所在場所 熊本県阿蘇郡南阿蘇村大字河陰字長岩 5261 の 87（次の図に示す部分に限る。）
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。  
 字長岩 5261 の 87 (次の図に示す部分に限る。)

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。  
 (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。  
 (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県庁及び熊本県阿蘇地域振興局並びに南阿蘇村役場に備え置いて縦覧に供する。)

**熊本県告示第 1069 号**

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 33 条の 3 において準用する同法第 29 条の規定により次のように保安林の指定施業要件を変更する旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第 33 条の 3 において準用する同法第 30 条の規定により告示する。

平成 17 年 9 月 7 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 保安林の所在場所 熊本県阿蘇郡南阿蘇村大字久石字二ノ多津山 1 の 10、字多津山 4 の 14
- 2 指定の目的 水源のかん養
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。  
 (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を熊本県庁及び熊本県阿蘇地域振興局並びに南阿蘇村役場に備え置いて縦覧に供する。)

**熊本県告示第 1070 号**

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 33 条の 3 において準用する同法第 29 条の規定により次のように保安林の指定施業要件を変更する旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第 33 条の 3 において準用する同法第 30 条の規定により告示する。

平成 17 年 9 月 7 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 保安林の所在場所 熊本県阿蘇郡南阿蘇村大字河陰字夫婦石 5283 の 84
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。  
 (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を熊本県庁及び熊本県阿蘇地域振興局並びに南阿蘇村役場に備え置いて縦覧に供する。)

**熊本県告示第 1071 号**

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 41 条第 1 項の規定により指定居宅サービス事業所を次のとおり指定した。

平成 17 年 9 月 7 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

**【訪問介護】**

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	指定年月日
訪問介護ステーションやまと 上益城郡山都町下市 146 番地 1	合資会社山光総業	平成 17 年 8 月 26 日

**熊本県告示第 1072 号**

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 49 条の規定により、医療機関等を次のように指定した。

平成 17 年 9 月 7 日

熊本県知事 潮 谷 義 子